

別記

特定個人情報取扱特記事項

(特定個人情報の取扱い)

第1条 発注者及び受託者は、本契約に基づく取引に関連して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、大野城市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第1号)及び大野城市特定個人情報の安全管理に関する規程(平成29年規程第4号)を遵守し、特定個人情報を適正に取り扱うものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人情報ファイル 個人情報保護法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (5) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(秘密保持義務)

第3条 受託者は、本契約の遂行にあたり発注者から取扱いを委託された特定個人情報(以下この条において「本件特定個人情報」という。)を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約を遂行する以外の目的で利用、複製又は加工してはならない。

2 受託者は、第12条により第三者に委託業務の全部又は一部を再委託する場合及び本契約を遂行するために必要がある場合を除き、本件特定個人情報を第三者に提供、開示、漏えい等してはならない。

(持ち出しの禁止)

第4条 特定個人情報の閲覧及び更新は、発注者の指定する場所又は受託者が管理する静脈認証等の機能を有した高セキュリティ区域(以下「実施区域」という。)内で行うものとする。

2 受託者は、特定個人情報を、本契約を遂行するために必要がある場合を除き、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、実施区域から持ち出してはならない。

(目的外利用の禁止)

第5条 受託者は、特定個人情報を本契約に定める業務の目的以外に利用してはならない。

(事故等発生時の対応)

第6条 受託者及びその役員、従業員が、本特記事項に定めるものに違反した場合は、受託者は直ちに発注者に報告しなければならない。

2 前項の場合において、受託者は速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、発注者に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告しなければならない。

3 特定個人情報の事故等に関し、第三者から訴訟上又は訴訟外において、発注者に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、受託者は当該申立の調査解決等につき発注者に合理的な範囲で協力するものとする

(特定個人情報の返却又は廃棄)

第7条 受託者は、本契約が終了したとき、情報が不要となったとき又は発注者からの要請があったときは、特定個人情報を返却又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、特定個人情報を廃棄するときは、物理的な破壊、溶解等の復元することがで

きない方法により廃棄しなければならない。

3 受託者は、特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存すると共に、発注者に対して削除又は廃棄したことに関する証明書を交付しなければならない。

4 受託者は、保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップデータを完全に廃棄しなければならない。

(従業者の範囲の指定)

第8条 受託者は、発注者に対し本契約に基づく取引に関しその従事する者及び責任者の名簿を提出しなければならない。

2 受託者の責任者は、本契約に基づく取引に関し特定個人情報の取扱いを届出した従業員に限定し、それ以外の従業員に特定個人情報を取り扱わせてはならない。

(従業者に対する監督又は教育)

第9条 受託者は、特定個人情報の重要性についての知識を深めるとともに、受託者の従事者に対し適切な監督を行うとともに、特定個人情報の適正な取扱いに資するための教育をしなければならない。

(契約内容の遵守)

第10条 受託者は、発注者が要求した場合は、年1回(特に必要がある場合はそれ以上)、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告し、発注者は受託者の遵守状況について確認を行う。

2 発注者及び受託者は、確認の結果を踏まえ、特定個人情報の安全管理体制の改善の要否を協議し、改善が必要と判断した場合は、双方協議のうえ対応する。

(実地調査)

第11条 発注者又は発注者の指定した者は、本契約に基づく取引に関し、受託者の特定個人情報の機密性維持に関する調査のため、受託者に事前に通知し受託者の承諾を得た上で受託者の施設へ立ち入り、監査、検査を実施することができる。

2 受託者は、監査、検査に協力しなければならない。

(再委託)

第12条 再委託に関しては原則禁止とする。但し、受託者は、受託者自らがはたすべき安全管理措置と同様の措置が講じられる再委託に限定して、事前の書面による申請により、発注者から承認を得た場合は、委託業務の全部又は一部を再委託することができる。

2 受託者は再委託先との間で、本特記事項と同等の内容の契約を締結しなければならない。